

東松山ケーブルテレビ株式会社　有線テレビジョン放送加入約款

第1条（総則）

第2条（定義）

東松山ケーブルテレビ株式会社（以下「甲」という）と甲が行うサービスの提供を受ける者（以下「乙」という）との間の締結される契約申込は、以下の条項によるものとします。

第3条（加入の申込み）

第4条（サービスの提供）

甲はサービスを提供する区域（以下「業務区域」という）において、本サービスを提供するために必要な加入者施設並びに当社施設とその他施設（以下「本施設」という。）を設置し、乙に次のサービスを提供します。

(1) 基本番組サービス

放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）、ラジオ（FM およびデジタル放送）デジタルデータ放送および甲の自主放送サービスのうち、それぞれ料金表に定める基本番組サービス加入金および利用料の支払により視聴可能となるサービスです。

(2) オプションチャンネルサービス

放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含みます）のうち、それぞれ料金表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービスです。

(3) 災害情報サービス

本施設を使用して、当社が配信する災害情報等を利用するサービスです。災害情報サービスは別に定める規約により提供するものとします。

(4) 施設利用サービス

本施設を使用して、有線テレビジョン放送の役務を提供するサービスです。施設利用サービスは別に定める当社と組合との団体契約（以下「団体基本契約」という）および建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）に基づきサービスを提供するものとします。

(5) その他甲が行うサービス

第5条（契約の単位）

乙の契約の単位は、世帯ごとに行なう事とします。ただし、同一の世帯に2以上の引込線を要する場合は、一つの引込線を契約単位とします。なお集合住宅引込の場合には、建物基本契約の締結後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

第6条（契約の成立）

契約は乙があらかじめこの契約約款を承認し、別に定める加入契約申込書に所要事項を記載のうえ甲に提出し、甲がこれを承諾したときに成立するものとします。なお施設利用サービスについては団体基本契約および建物基本契約の締結後、別に定める加入契約申込書に所要事項を記載のうえ甲に提出し、甲がこれを承諾したときに成立するものとします。

2)甲は前項の規定にかかわらずサービスの提供が技術的な理由等により困難なときは加入の申込を承諾しない場合があります。

第7条（料金）

加入金　乙は、基本番組サービス契約の場合別表に定める料金を甲に支払うものとします。

2)利用料　乙は、別表に定める利用料金を甲に支払うものとします。

基本番組サービスの月額利用料はサービスの提供を受けた翌日より当該月は日割りで、翌月からは月額利用料を毎月支払うものとします。また、オプション番組のサービスを受けた場合は、サービスの提供を受け始めた日に属する月から基本番組サービス月額利用料の他に、オプションサービス利用料を支払うものとします。施設利用サービスの場合は本施設が設置された日を利用開始日とし、団体基本契約書および建物基本契約書に定める料金を甲に支払うものとします。

3) 甲が第1条に定めるサービスのうち、乙が契約しているサービスの全てにつき、引き続き24時間以上提供しなかった場合は、24時間ごとに日数を計算しその日数に対応する利用料を前項の規定にかかわらず無料とします。ただし、天災、事変、その他甲の責に帰す事のできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。

4)社会、経済情勢の変化に伴い、利用料金を改訂ことがあります。その場合には、改定1ヶ月前までに当該加入者に通知します。但し、前納額を支払った加入者の未経過期間については据え置くものとします。

5)NHKのテレビ受信料および乙と放送事業者が直接契約する番組サービス利用料については、甲の設定した利用料の中には含まません。

第8条（セットトップボックス）

甲は、甲が提供する基本番組サービスのデジタル放送を受信する為に必要な機器であるセットトップボックス（以下「S T B」という）本体を加入者に貸与するものとし、リモコン等はS T B加入契約1台毎に1台を無償貸与するものとします。また、BS デジタル放送用 IC カード（以下、『B-CAS カード』といいます）およびCS デジタル放送用 IC カード（以下、『C-CAS カード』といいます）の取り扱いについては、第2 2条の規定によるものとします。

2)甲が乙に貸与したS T B、B-CAS カードおよびC-CAS カードは、解約時または解除時に甲に返還するものとします。なお、乙が故意または過失によりS T Bを破損あるいは紛失した場合は、その損害分を甲に支払うものとし、リモコン等の破損、故障あるいは紛失した場合は、有料にて販売します。また、甲が必要と認めた場合を除き、乙はS T Bの交換を請求できません。

3) デジタル多チャンネル放送は、S T Bが設置された受信機でのみ利用いただけるものとします。

4) 乙は、乙の使用するS T Bと電気信号による通信を行うことができるものとします。

5) 乙は、乙がS T Bで通信を行う場合に設備、技術的仕様等で利用できない場合があることを同意し、その通信を行う場合は乙の責任において行います。

6) ハードディスク内蔵S T Bの利用に関しては前各項に加え下記事項に記載の通りとします。

(1) 甲は、ハードディスク内蔵S T Bの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータの損失、正常に録画ができなかった場合の補償、及びこれにより生じた損害については、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

(2) 甲は、乙に貸与したハードディスク内蔵S T Bを修理、交換する場合、または基本番組サービスの利用契約が解約・解除された場合、ハードディスク内蔵S T Bを回収します。その際、乙は録画・編集したデータについての一切の権利を放棄するものとし、甲はその補償を行わないものとします。

(3) 乙は、ハードディスク内蔵S T Bの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動または複製するものとし、甲は責任を負わないものとします。

第9条（施設の設置および費用の負担）

施設の設置および費用の負担は、次の通りとします。

- 甲の業務に必要な設備の設置工事ならびに保守は、甲および甲の指定する業者が行うものとします。
- 甲が設置した施設のうち、サービスセンターおよび伝送路の中の電気信号を分岐する機器（以下「タップオフ」という）までの施設（以下「当社施設」という）に要する費用は、甲が負担これを所有するものとします。
- 甲が設置した施設のうち、タップオフの出力から保安器の出力端子までの施設に要する費用は乙が負担し、これを甲が所有するものとします。また、工事の施工は甲又は甲の指定する業者が行うものとします。
- 甲が設置した施設のうち、保安器の出力よりS T B及び情報機器端末の設置に要する費用（機器本体を除く）は乙が負担し、これを所有します。

第10条（施設の所有関係）

甲は、甲の施設およびタップオフから保安器出力端子までとS T B及び情報機器端末等を所有、維持管理するものとし、乙は保安器出力端子以降の宅内配線等を所有、自ら維持管理するものとします。なお集合共同引込の建物内においては乙が室内のテレビ端子の出力端子以降の施設所有するものとし、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。

第11条（料金の支払方法）

乙は、甲に支払う料金の支払方法は、乙の指定する銀行の口座より口座振替とし、その他甲と乙との合意に基づく方法によるものとします。

2)甲は、原則として契約者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。

第12条（遅延利息）

乙は、料金等の支払を支払期日より3ヶ月以上遅延した場合、甲はサービス提供を停止し、乙は年利14.6%の遅延金を支払期日の翌日より支払日までの期間に応じて支払うものとします。

第13条（施設の維持管理責任）

甲は当社施設について維持管理します。また、甲は提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合これを調査し必要な処置を講じます。

- 乙は甲の施設の維持管理の必要上、甲のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。
- 乙は甲の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が乙による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。
- 乙は、自己の故意、過失によって甲が所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第14条（損害賠償）

甲の施設には保安器が設けられていますが、天災、事変、落雷、その他甲の責に帰することのできない事由による乙の受信機等の故障、破損およびサービスの停止に対しての損害賠償には応じません。又、乙の所有施設の故障によって生じた損害についても損害賠償に応じません。

2)放送事業者等によるサービス停止に対しての損害賠償には応じません。

3)サービスの停止に対しての損害賠償額は第4条第3項の範囲とし、停止されたサービスの再提供には応じません。

第15条（利用に係る契約の義務）

乙は、甲または甲の指定する業者が甲の施設の設置、検査、修理、撤去等を行うため、乙が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等への立入りおよび無償使用することを承認するものとします。

2)乙は、甲のサービスを受けることについて地主、家主その他利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、甲はこのことに関して責任を負わないものとします。

3)乙は、法令によりテーフ、配線等により甲のサービスを第三者に提供することおよび対価を受けて甲のサービスを第三者に提供することはできません。

4) 乙は、不正視聴（第13条）を禁止します。

第16条（不正視聴）

甲は、下記に該当する場合不正視聴とみなします。

- 甲のサービスを提供するために必要な施設と、加入契約以外の受信機とを相互に接続した場合。
- 甲が貸与する機器以外の機器を乙が独自に入手接続し、サービスの提供を受けた場合。なお不正視聴可能な機器を設置しているのみ（研究目的、視聴、未視聴にかかわらず、また、他人から借りた場合も含む）でも、不正に視聴し

付則

- たものと判断できるものとする。
- 前項に違反した場合は、乙が甲のサービス提供を受け始めた年月に遡り、当該加入契約に定められた利用料を別途甲に支払うものとする。
- 甲との間に、加入契約を締結することなく甲の施設を利用しているものは、これを盗視聴者として次の損害賠償請求を行うものとする。
 - 当社施設に瑕疵がある場合はその復旧に要する全費用
 - 権利損害金として甲が盗視聴者の受信機が設置されている地域に当社施設を設置しサービスを開始した日より、不正視聴を確認した時に至るまでの利用料。

第17条（設置場所の変更）

乙は次の場合に限り受信機、S T B及び情報機器端末の設置場所を変更できるものとします。

- 同一敷地内の建物
 - 同一敷地外の移転先が甲の業務区域内で、当社の施設が設置されている場合
- 2)乙は前項の規定により移転工事を行う場合は文書によりその旨を申し出るものとします。
- 3)乙は前2項の規定による変更に要する費用を負担するものとします。
- 4)施設利用サービスについては団体基本契約および建物基本契約に定める建物に権利が有するものとし、設置場所の変更はできないものとします。

第18条（名義変更）

乙は次の場合において、甲の承諾を得て名義を変更することができるものとします。

- 相続の場合
 - 新乙が加入契約に定める旧乙の設置場所において、甲のサービスをうけることについての旧乙の権利義務を継承する場合
- 2)前項の規定により名義を変更しようとする場合は、新乙は別に定める名義変更手数料を添えて甲に申し出るものとします。

第19条（加入申込書記載事項の変更）

乙は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、文書により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、甲は、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。

2)乙は、加入申込書に記載した住所、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、事前にその旨を甲に文書によって申し出るものとします。

第20条（放送内容の変更）

甲は、やむをえぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第21条（一時休止及び再開）

一時休止は原則認めません。ただし、特別の事由により甲が認める場合には一時休止を承諾するものとします。この場合、休止した日に属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、第4条の規定にかかわらず無料とします。

2)前項の一時休止の期間は、月単位とし最高1ヶ年とします。

3)乙は、一時休止および再開に要する費用を負担するものとします。

第22条（加入者が行う利用契約の解約）

乙は、毎月末日にて利用契約を解約することができます。この場合、乙は解約を希望する日の10日以上前までに文書により甲にその旨を申し出るものとします。

2) 加入に関する工事着手後の解約に際しては、加入契約料は払い戻しをしないものとします。

3) 乙は、解約の場合第4条の規定による利用料を、当該解約日の属する月分まで支払うものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

4) 解約の場合、甲は甲の施設とS T B及び情報機器端末を撤去します。撤去に伴い乙が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物、アンテナ等の修復に要する費用は、乙が自己の費用でその修復工事を行うものとなります。

5) 乙は加入契約を解除しようとする場合、直ちに甲にその旨を申し出るものとします。

第23条（当社が行う利用契約の解除）

甲は乙にこの約款の規定に違反する行為があったと認める場合は乙に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは加入を解除することができます。

2)乙が加入金・工事費および利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、サービスの提供を停止するものとします。さらにサービスの停止後1ヶ月経過しても入金のない場合は、加入は解除されたものとします。なお、入金後の再開にかかる費用については乙が負担するものとします。

3)乙は前項により甲のサービスの提供を停止されて解除となった場合は、直ちに約款によるすべての権利を失います。

4)加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物内において、建物基本契約が解約された場合には利用契約が解除することができるものとします。

5)乙は第13条の定めに従った場合は、加入者が甲のサービスの提供を受け始めた年月に遡って、当該規約に定められた利用料金相当額を別途甲に支払うものとします。

第24条（番組表）

番組表の料金は、基本サービスの利用料金に含まれています。

第25条（B-CASカードおよびC-CASカードの取扱について）

B-CASカードに関する取扱については、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの『B-CASカード使用許諾約款契約』に定めるところによります。

2)C-CASカードは甲に帰属し、C-CASカードを必要とするS T Bを利用する乙にS T B1台につき1枚を無償貸与するものとし、当社の手配による以外のデータ追加・変更・改竄を禁止し、解約時および解除時はS T Bとともに、甲に返還するものとします。また、乙が破損あるいは紛失した場合には、その損害分を甲に支払うものとします。

第26条（本サービスの変更および廃止）

甲は業務上の都合により本サービスを変更および一部廃止することができます。この場合サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

2)甲は、前項の場合には、乙に対し本サービスを廃止する3か月前までに書面によりその旨を通知します。

3)甲は、都合により特定のサービス内容を任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合乙は、第17条（加入申込書記載事項の変更）第1項の規定に基づき別のサービス内容への変更を請求することができます。請求を行わなかった場合には、本サービスを廃止する日をもって乙との利用契約を解除するものとします。

4)甲は、前項の場合には、当該サービス内容を利用する乙に対し当該サービス品目を廃止する日の3か月前までに書面によりその旨を通知します。

第27条（加入者個人情報の取扱）

加入者個人情報の取扱規程は別途記載の通りとします。

第28条（加入約款の改正）

甲は、この約款を総務大臣に届け出たうえで乙の承認を得ることなく改正することができます。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2)本約款を変更する場合は、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第29条（合意管轄）

本約款の解釈または履行につき争いが生じた場合の管轄裁判所を、熊谷簡易裁判所または熊谷地方裁判所とすることに甲および乙は同意します。

第30条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、甲と乙は加入の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- 甲は特に必要があるときは、この約款に特約をつけることができるものとします。
- 一括加入、ホテル、旅館、業務用等については別途定めるものとします。
- この約款は、平成16年3月22日から施行します。
- 平成17年9月30日　一部改訂　第2版
- 平成18年11月2日　一部改訂　第3版
- 平成19年4月1日　一部改訂　第4版
- 平成19年10月1日　一部改訂　第5版
- 平成19年11月1日　一部改訂　第6版
- 平成19年12月1日　一部改訂　第7版
- 平成21年4月1日　一部改訂　第8版
- 平成22年1月1日　一部改訂　第9版

（宣伝活動に関する特約）

- 乙は、甲より送付される案内等にチラシ等が同封されることを了承するものとします。
- 乙は、甲が提供する番組の放送事業者より宣伝、販売促進活動がなされることを了承するものとします。

【料金表】（金額は全て消費税5%込み）

	加入料	利用料Sタイプ（月額）	利用料Aタイプ（月額）
サービス内容			
1台目	52,500円	5,040円	3,990円
2台目以降	なし	2,940円	2,940円
HDD内蔵1台目	52,500円	6,090円	5,040円
HDD内蔵2台目以降	なし	3,990円	3,990円
500GBHDD内蔵1台目	52,500円	6,300円	5,250円
500GBHDD内蔵2台目以降	なし	4,200円	4,200円
DVD内蔵1台目	52,500円	6,615円	5,565円
DVD内蔵2台目以降	なし	4,515円	4,515円
サービス内容	加入料	利用料Bタイプ（月額）	

1. 基本番組サービスに伴う料金（セットトップボックス使用時）

東松山ケーブルテレビ株式会社 有線テレビジョン放送加入約款

1 台目	52,500 円	2,415 円
2 台以降	なし	2,415 円
HDD 内蔵 1 台目	52,500 円	3,465 円
サービス内容	加入料	利用料Bタイプ(月額)
HDD 内蔵 2 台以降	なし	3,465 円
500GBHDD 内蔵 1 台目	52,500 円	3,675 円
500GBHDD 内蔵 2 台以降	なし	3,675 円
DVD 内蔵 1 台目	52,500 円	3,990 円
DVD 内蔵 2 台以降	なし	3,990 円

2. オプションチャンネル番組料金表

サービス内容 (S・A・Bタイプのみ申込可能)	利用料/月	加入金
デジタルWOWOW	2,415 円	なし
スターチャンネルBS	2,100 円	なし
サービス内容 (S・Aタイプのみ申込可能)	利用料/月	加入金
東映チャンネル	1,575 円	なし
衛星劇場	1,890 円	なし
衛星劇場HD	2,000 円	なし
フジテレビ ONE+TWO+NEXT	1,575 円	なし
グリーンチャンネル1・2	1,260 円	なし
プレイボーイチャンネル	2,625 円	なし
チャンネルビー	2,625 円	なし
アダルトセット	3,150 円	なし
スターチャンネルBSセット	2,100 円	なし
スターチャンネルCSセット	2,100 円	なし
J sports Plus	1,365 円	なし
アニメシアターX (AT-X)	1,890 円	なし

名義変更手数料	相続の場合	2,100 円
(加入契約1世帯あたり)	権利譲渡の場合	10,500 円

個人情報の取り扱いについて

東松山ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」という)は、個人情報の保護について法令を遵守し、個人情報保護方針ならびに個人情報保護規定を定め、次のように取扱います。

1. 個人情報の取得について

- ・当社では、個人情報を取得する場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。また、利用目的により、住所確認または本人確認が必要な場合には、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認(写しの入手も含む)または当社が住民票を徴求する(加入後の住所確認のためも含む)ことがあります。
- ・当社は個人情報の取得に際してはその利用目的を、書面・電話等で本人に通知するか、ホームページに掲載して明らかにします。
- ・当社の個人情報の取得は、適正な方法で行ないます。

2. 個人情報の利用目的について

当社では、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。

(1) サービス提供に関する個人情報

1. 当社サービスを提供するため。
2. サービス提供に関する工事施工およびアフターサービス、メンテナンスを行うため。
3. サービス料金の請求を行うため。
4. 番組ガイド誌を発送するため。
5. お客様のお申し込みによる有料番組提供会社や日本放送協会との個別の契約のため。
6. サービスに関する情報および有用な情報等の提供に利用するため。
7. サービス向上を目的とした各種アンケート調査を実施するため。
8. お客様より個別にご同意いただいた目的に利用するため。
9. サービスの提供に関する各種統計処理のため。

(2) 事業に関する個人情報

1. イベント関連のプレゼント応募および当選者への賞品発送のため。
なお、当選者については氏名等の個人情報を公表することがあります。
2. イベント参加応募および連絡のため。
3. 自主制作番組などに関する各種統計処理のため。

(3) その他の個人情報

1. 受信相談などに関する問い合わせで必要に応じ当社から連絡するため。
2. 採用活動に伴う入社希望者把握のため。
3. 当社の業務遂行(総務)と社員管理のため。

3. 個人情報の利用について

- ・当社は、個人情報を明示した利用目的以外の目的で利用しません。
- ・当社は、明示した利用目的以外の目的で個人情報を利用する時は、書面・電話等により、本人の同意を得て行ないます。
- ・当社の個人情報は利用目的に必要な範囲で最新かつ正確に内容を利用します。

4. 個人情報の外部委託について

- 当社では、上記利用目的のために、お客様の個人情報の一部を、個人情報の取り扱いに関する契約を締結したうえで外部業者へ委託することがあります。
- 当社が個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、当社が定めた委託先選定基準に基づき委託先を選定し、契約により個人情報保護を徹底するとともに、委託先業者に対して適切な管理・監督を行います。

5. 個人情報の受託について

- 当社では、電波障害改善対策等の業務受託に際し、対象となるお客様の個人情報を、外部事業者から受託することがあります。
- その際にお預かりした個人情報は、その受託業務の範囲内で利用します。

6. 個人情報の共同利用について

- 当社は、保有する個人情報について、商品・サービスの提供や事業活動の適正化の為、下記入間ケーブルテレビグループ会社内において共同利用を行います。
- 共同利用する個人情報は上記利用目的のために利用します。

名称	個人情報問合せ先	「個人情報」の種類	
		「個人情報」の項目	取得の方法
① 入間ケーブルテレビ(株)	経営企画室 04-2965-0550	お客様コード、住所、氏名、電話番号	加入契約書
② 瑞穂ケーブルテレビ(株)	総務課 0425-68-5525	お客様コード、住所、氏名、電話番号	加入契約書

7. 個人情報の第三者への提供について

- 当社は以下の場合を除き、お客様よりいただいた個人情報を第三者に開示または提供することはありません。
1. お客様の同意をいただいた場合。
 2. 法令に基づく場合。
 3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 4. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 5. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

8. お客様へのアクセスについて

- 取得した個人情報の利用目的の達成(上記「2項」)にあたって、お客様に対し、電子メールにてご連絡を取らせて頂くこともありますのでご了承下さい。

9. 個人情報の管理について

- 当社は、お客様の個人情報を適切に管理するとともに、漏えい、滅失またははき損等の防止のために最大限の注意を払います。お客様の個人情報の保護と適切な取扱いに関して、役員および従業員に対し社内教育を行います。また、利用目的に応じて個人情報の保存期間を別途定め、当該期間経過後はこれを適切な方法で廃棄いたします。

10. 個人情報の開示・訂正について

当社は、お客様から当社が管理しているお客様の個人情報について開示の請求があった場合は、個人情報お問い合わせ窓口を通じ、原則として遅延なく開示します。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、当該請求にかかる個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。その場合には、理由をご通知いたします。

1. 申請書に記載されている住所と当社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合。
2. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合。
3. ご提出いただいた申請書類に不備があった場合。
4. 当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすとき。
5. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれのあるとき。
6. 他の法令に違反することとなる場合。

当社は、お客様から個人情報の訂正等(訂正、追加または削除をいいます。)の申し出があった場合は、遅滞なく調査を行います。この場合において、当該申し出にかかる個人情報に関して誤りがあること、もしくは訂正等を必要とする事由があると認められるときは、遅延なく訂正等を行います。

11. 個人情報の開示・訂正等の手続きについて

(1) 個人情報の開示・訂正等の手続き方法

開示等のご請求をされる場合は、当社所定の開示等請求書に必要事項を記入し、ご自身およびお申し出いただいた方がご本人であることを確認するために必要な書類および手数料を同封のうえ、次の宛先まで、書留、簡易書留、配達記録郵便など、配達記録が残る方法によりお申し込みください。

この方法によらない開示等のご請求(当社に直接お越しいただいた場合も含みます)には応じられませんので、ご了承ください。

また、開示等請求書の記載に不備があった場合ならびにご自身およびお申し出いただいた方がご本人であることを確認できない場合は、不本意ながらご請求に対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

《宛先》 〒355-0072 埼玉県東松山市石橋 2221-80 東松山ケーブルテレビ株式会社 個人情報受付窓口 行
--

1. 当社所定の開示等請求書

当社所定の開示等請求書は、次の方法により交付します。

なお、FAX又は郵送による交付をご希望される場合は、開示等請求書の交付をご希望される旨およびFAXの場合はご希望される方のFAX番号、郵送の場合はご希望される方の氏名・住所を記載の上、FAX又は郵便葉書によりお申し込みください。

- ・当社Webサイト：開示等請求書のダウンロードは、<http://www.hctv.ne.jp/kojin/kojin.html>
- 2. ご自身およびお申し出いただいた方がご本人であることを確認するために必要な書類
運転免許証、旅券(パスポート)、健康保険証、年金手帳、印鑑登録証明書等の写しです。なお、お申し出いただいた方がご自身以外の場合は、さらに次の書類も同封してください。
 - ・お客様が未成年者又は成年被後見人の場合はその法定代理人
申告書
戸籍謄本又は成年後見登記事項証明書など、法定代理権があることを確認できる書類
 - ・お客様が開示等請求を行うことにつき委任した代理人
本人が発行する委任状(本人の実印を捺印)
代理人の本人確認書類

3. 手数料

開示等のお求めに対し、1件につき1,050円(税込)を手数料としてお支払いいただきますので、1,050円分の郵便切手又は郵便為替を同封してください。なお、多額の費用を要する等の理由により所定の手数料の範囲内で利用の停止又は消去、提供の停止を行うことが困難な場合については、別途実費相当額をお支払いいただく場合があります。その場合、事前にお知らせし、ご了解をいただきます。

なお、郵便為替の場合は、郵便局所定の手数料が別途かかります。

手数料が不足していた場合および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、ご連絡後2週間を経過してもお支払いがない場合は、開示等を行わないこととしますのでご了承ください。

(2) 開示等のご請求の結果の通知方法

お申し出いただいた方(開示等請求書に記載された請求者の氏名および住所)宛に、書面で郵便(郵便事業株式会社の本人限定受取郵便)により通知します。また、開示等を行わない場合に該当する場合は、その理由を付記して通知します。訂正、追加又は削除を行ったときはその旨およびその内容を通知します。なお、通知までに日数を要することがありますので、ご了承ください。

(3) 開示等のご請求により取得した個人情報の利用目的

開示等のご請求により取得した個人情報は、開示等の手続きに必要な範囲内でのみ利用します。また、提出いただいた書類は、適正に廃棄します。

12. 苦情等の受付窓口

当社が取得した個人情報に関する苦情及びお問い合わせについては、次の「個人情報受付窓口」まで、電話、メール又は郵便によりお申し出ください。

個人情報お問い合わせ窓口 〒355-0072 埼玉県東松山市石橋 2221-80 東松山ケーブルテレビ株式会社 個人情報受付窓口 行 TEL 0493-27-8200 FAX 0493-27-8220 (受付時間 9:00~18:00 年中無休) E-mail web@hctv.ne.jp
--

13. 認定個人情報保護団体

当社は「個人情報保護法」第37条に規定の認定個人情報保護団体として総務大臣より認定された「財団法人放送セキュリティセンター」および「財団法人日本データ通信協会(電気通信個人情報保護推進センター)」の対象事業者です。当社では「個人情報受付窓口」を設置し、お客様からのお問合せや苦情等をお受けしておりますが、当社の対応に対して疑問やご不満等があり、解決を必要とされる場合、あるいは当社の取扱いかどうか不明な場合等、下記の認定個人情報保護団体へ解決の申し出をすることもできます。

(放送事業の個人情報)
個人情報保護センター(財団法人放送セキュリティセンター内)
電話：03-3585-6231
<http://www.sarc.or.jp>

(通信事業の個人情報)
電気通信個人情報保護推進センター(財団法人日本データ通信協会内)
電話：03-5907-3803
<http://www.dekyo.or.jp/suishin/>

Webサイトの場合

当社開設Webサイトにおけるクッキー(注1)及びWebビーコン(注2)の利用について

当社が開設しているWebサイトでは、クッキーやWebビーコンを使用している場合があります。これらは、お客様がWebサイトを最適な状態で利用していただくために使用します。クッキーの使用を希望されない場合は、お客様のブラウザの設定を変更することによりクッキーの使用を拒否したりすることができます。また、クッキーの使用を拒否することによりWebビーコンを拒否することができます。その場合、一部のサービスがご利用できなくなることがあります。

(注1)「クッキー」とは、ホームページを管理するWebサーバとお客様のブラウザ間で相互に

やりとりされる情報で、お客様のコンピュータのディスクにファイルとして格納されることがあります。クッキーを使用すると、Webサーバは特定のコンピュータがホームページ中のどのページに訪れたか等を記録することが可能となります。

(注2)「Webビーコン」とは、クッキーと一緒に機能し、特定のページに何回アクセスが行われたかを知ることができる技術です。